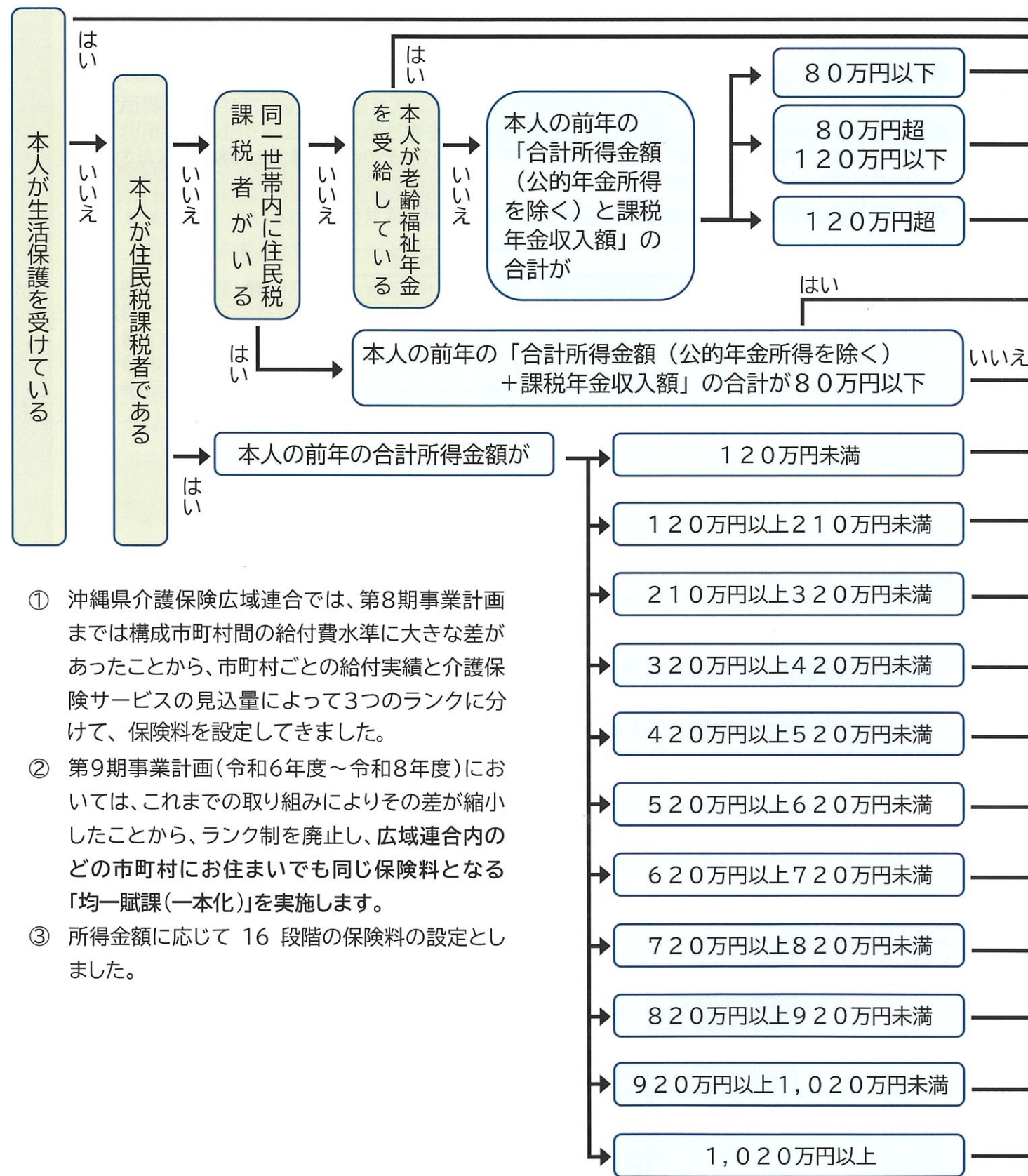


第9期事業計画介護保険料

(令和6年度～令和8年度)

<あなたの介護保険料段階は？>



- ① 沖縄県介護保険広域連合では、第8期事業計画までは構成市町村間の給付費水準に大きな差があったことから、市町村ごとの給付実績と介護保険サービスの見込量によって3つのランクに分けて、保険料を設定してきました。
- ② 第9期事業計画(令和6年度～令和8年度)においては、これまでの取り組みによりその差が縮小したことから、ランク制を廃止し、広域連合内のどの市町村にお住まいでも同じ保険料となる「均一賦課(一本化)」を実施します。
- ③ 所得金額に応じて16段階の保険料の設定としました。

段階	対象者	保険料率	年間保険料 (月額保険料)
第1段階	世帯全員が住民税非課税 ●生活保護を受けている方 ●世帯全員が住民税非課税者で、本人が老齢福祉年金受給者または前年の課税年金収入等の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.285	23,697 円 (1,974 円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税者で、本人の前年の課税年金収入等の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 × 0.485	40,326 円 (3,360 円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税者で、本人の前年の課税年金収入等の合計が120万円を超える方	基準額 × 0.685	56,956 円 (4,746 円)
第4段階	課税者世帯に住民税 ●本人が住民税非課税者(世帯に住民税課税者がいる)で、前年の課税年金収入等の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.9	74,833 円 (6,236 円)
第5段階	●本人が住民税非課税者(世帯に住民税課税者がいる)で、前年の課税年金収入等の合計が80万円を超える方	基準額 × 1.0	83,148 円 (6,929 円)
第6段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	99,777 円 (8,314 円)
第7段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	108,092 円 (9,007 円)
第8段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	124,722 円 (10,393 円)
第9段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.7	141,351 円 (11,779 円)
第10段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.9	157,981 円 (13,165 円)
第11段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.1	174,610 円 (14,550 円)
第12段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.3	191,240 円 (15,936 円)
第13段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額 × 2.4	199,555 円 (16,629 円)
第14段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	基準額 × 2.6	216,184 円 (18,015 円)
第15段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の方	基準額 × 2.8	232,814 円 (19,401 円)
第16段階	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方	基準額 × 3.0	249,444 円 (20,787 円)

※「基準額」は、広域連合の被保険者一人あたりの平均の介護保険料です。
 ※「課税年金収入等の合計」は、「合計所得金額(公的年金所得を除く)」と「課税年金収入額」の合計です。
 ※第1段階～第3段階については、公費を投じ低所得者の保険料軽減を行っています。(上記は軽減後の保険料です)
 ※端数処理の関係で「保険料年額」と「保険料月額 × 12」の値は一致しません。

介護保険料

介護保険料